

## 「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	体育馆の入場の制限 堺市立大浜体育馆、堺市立鴨谷体育馆（鴨谷野球場）、堺市立初芝体育馆（初芝野球場・初芝テニスコート）、堺市立美原体育馆		
根拠条例等・条項	堺市立体育馆条例 第13条の3		
所 管 課	文化観光局 スポーツ 部 (指定管理者) スポーツ施設課		
処 分 基 準	<p>•設定</p> <p>（根拠条文）</p> <p>○市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、体育馆への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、体育馆の管理上支障があると認められる者</p> <p>（処分基準） 根拠条文に同じ</p>		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴聞	・弁明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手續を省略する。	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項		